

道政報告会

12月21日 富山みのり道政報告会を開催しました。

10月に開催を予定していましたが、衆議院が急遽解散、総選挙となったため日程変更せざるを得なくなり、年も押し迫ったこの時期の報告会となりました。寒い日でしたが、たくさんの方に足をお運びいただき、予算特別委員会で母乳バンクの質問をするに至った経緯や、鈴木知事が前のめり気味に進めた印象が強い宿泊税について、などを報告しました。

質疑応答では、ガソリン・灯油の値上げ、SNSの効果的な使い方、敬老パス



制度の見直し、路線バスの減便についてなど、多岐に渡りいろいろなお声を聞くことができました。

報告会後の懇親会のなかでも、コロナ給付金手続きミスによる16億円を国に返還した問題や、様々な業種においての人手不足問題、ヒクマ駆除に関わるハンターの育成、宿泊税の使途、オーバーツーリズムによる路線バス混雑問題なども話題に上り、いろいろな視点、意見をうかがう機会となり、大変有意義な時間となりました。

ご参加くださいました皆さま、ありがとうございました。

本年も皆さまと一緒に学び、考える場を企画いたします。ぜひご参加下さい。

今年には脱皮して成長していく生き物。新しい挑戦や変化に対して前向きな姿勢で取り組んでいきたいと思えます。

今年の予定

昨年はタウンミーティングを2回開きました。今年も衆議、道議、市議が集まって、みなさんがもっと知りたい問題や困っていることなどテーマに話し合っていきたいと思えます。その他、レクリエーションなどを考えています。今年も元気に活動していきます。



第4定例道議会報告

第4回定例道議会は2024年11月26日から開催され、総額43億4,400万円を追加する令和6年度一般会計補正予算案が可決。「カスターマーハラスメント防止条例」は全会一致で可決、本定例会における重要案件である「北海道宿泊税条例案」は総務委員会で条例案修正動議を経て、最終日12月12日に本会議で可決・成立しました。そのほか脱炭素社会をめざすGX特区における道税の優遇措置に関する条例案などが提出され閉会しました。

◆主な審議からまとめ◆ 宿泊税について

道は2026年4月からの導入をめざし、今定例会に「宿泊税」の条例案を提出しました。会派と



富山みのりの活動報告



2024年10月8日

北海道国民健康保険団体連合会から道議会保健福祉委員長として要請を受ける



2024年10月15日

北海道リトルベビーカー「ゆきんこ」が主催している世界早産児デーの展示会に参加



2024年12月5日

予算特別委員会で保健福祉部に対し、母乳バンクとドナーミルクについて質問



2024年12月14日

『議員と語ろう!』南区タウンミーティング 第2回タウンミーティングを開催。今回のテーマはマイナ保険証。2部では各議員が国政、道政、市政報告を行いました

教育問題について

対応する」と国頼みの答弁に止まった。教育長に対し、いじめ対応、不登校対応、子どもの自殺に策についての考え等を質しました。2023年度いじめ対応について公表された調査結果では、認知件数重大事案が2022年度より大幅に増加したことへの認識と対応について、教育長は、「教職員間の情報共有の徹底、学校いじめ対策組織の強化などで子どもたちの命を守る取り組みを進める」と答弁、「集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成させるようにすることが必要」との考えを示しました。

不登校に対する対応については、道内の公立小中学校の8割に「校内教育支援センター」が設置されたものの、それに伴う教員加配が全道で15名、と圧倒的に不足していることについて「国に対して教職員定数配置の拡充を強く要請する」と答弁しました。



笑顔あふれる街づくりを実現します!

みのり通信

2025年
新春号
[令和7年]



■富山みのり道政事務所 〒005-0004 札幌市南区澄川4条1丁目1-43
TEL: 011-813-7733 FAX: 011-813-7778
■北海道議会民主・道民連合議員会 〒060-0002 札幌市中央区北2条西6丁目

URL <http://minori-hatakeyama.jp>
Mail minori@minori-hatakeyama.jp



予算特別委員会

第4回予算特別委員会は12月5日から9日までの日程で各部審査、10日に知事総括質疑を行い了議となりました。畠山みのり議員は、保健福祉部に対し「しょうがいがある方への配慮と情報保障」「母乳バンクとドナーミルク」について質しました。その他同じ会派の委員からは、保健福祉部へ子どもの居場所づくり、しょうがい者を支える体制づくり、(仮称)北海道子ども基本条例、環境生活部へヒグマ対策の在り方、自転車ヘルメット問題、しょうがい者スポーツ総務部へ原子力防災計画、防災対策、経済部へ物価高騰対策、北海道宿泊税、高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定に向けた文献調査報告書、教育委員会へ教員の確保、カスタマーハラスメント防止対策などについて質問がありました。



母乳バンクとドナーミルク

予算特別委員会にて保健福祉部に対し、母乳バンクとドナーミルクについて質問をしました。小さく生まれた赤ちゃんご家族のための北海道リトルベビーハンドブックは、令和4年度に完成しました。今年3月までには47都道府県でリトルベビーハンドブックが完成することです。



母乳は小さく生まれた赤ちゃんにとって、感染症や腸の病気から守ってくれる“薬”のようなものです。

日本では、1500グラム未満の極低出生体重児が年間約6500人生まれています。赤ちゃんにとって母乳はとても大切な栄養であり、特に消化器が未発達で生まれた早産の赤ちゃんには合併症を予防するなど薬的な役割もあります。ところが想定外の早産の場合、産後しばらく母乳が出ないケースが多いのです。

こうした背景から「母乳バンク」が設けられました。なんらかの事情で母乳が出ない、小さく生まれた赤ちゃんに十分な母乳を与えられない場合に、ドナーから寄付された「ドナーミルク」を提供する取り組みです。適切に低温殺菌処理、細菌検査、冷凍保存し、医療機関の要請に応じて早産や1500グラム未満の赤ちゃんに提供する仕組みです。

欧米では国営の母乳バンクがあるなど一般的となっておりますが、日本では認知度も低く、母乳バンクは国内に3カ所のみで北海道にはありません。ドナーミルクを使用している施設、ドナー登録を行っている施設も道内では各1カ所ずつです。国では令和2年度から母乳バンクの調査研究が行われており、道は調査研究事業の検討状況を注視しつつ、道内のドナーミルクの使用状況など把握に努めるということです。

北海道カスタマーハラスメント防止条例

カスタマーハラスメント(カスタハラ)は、顧客という優越的な立場を利用して、従業員に対し暴言を吐いたり不当な言いがかりなどの著しい迷惑行為を行うことです。近年社会的

な課題となっており、北海道議会はカスタハラを防止するため、東京都に次いで2例目となるカスタハラ防止条例を11月26日に制定しました。対処法を定めた指針を作成し、相談体制の整備などの防止策を進めることで働く人を守り、健全な労働環境を維持するための一端となることを期待しています。



労働相談ホットライン

道では、賃金や労働時間、カスタハラなど職場での様々な労働問題でお困りの方を対象とした相談窓口があります。労働問題の専門家、社会保険労務士が相談を担当します。

フリーダイヤル
0120-81-6105

平日 17:00~20:00
土曜 13:00~16:00

原子力発電環境整備機構 (NUMO)との懇談

高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定に際し、寿都町と神恵内村の文献調査が終わりました。畠山が所属する道議会会派、民主・道民連合では、報告書のとりまとめ作業中である9月下旬にNUMOの方からお話を聞きました。文献調査は、一般に公開されている地質図や学術論文などの文献データを基にした机上調査のため、留意すべき点が多くあると考えられ、地質などを確認する次のステップ「概要調査」で十分にデータを取得する必要があるとのことでした。

その後出来上がった報告書は11月22日に寿都町、神恵内村、道にそれぞれ提出されました。いわゆる「核ごみ」最終処分地選定について鈴木知事は、「一貫して」「最終処分地の問題は国民的な議論が必要であり、できるだけ多くの国民に広く関心を持ってもらうため、NUMOには説明会などの機会ですら説明してほしい。仮に概要調査に移行しようとする場合には、現時点で反対の意見を述べる考えに変わりはなく」として

います。

関係する市町と札幌市での報告説明会は既に終了しています。2月19日まで振興局のある14の市町で行われる予定です。また、報告書についても閲覧が可能で、道庁、各振興局やNUMOのホームページで3月5日まで意見を受け付けています。

NUMO <https://www.numo.or.jp>

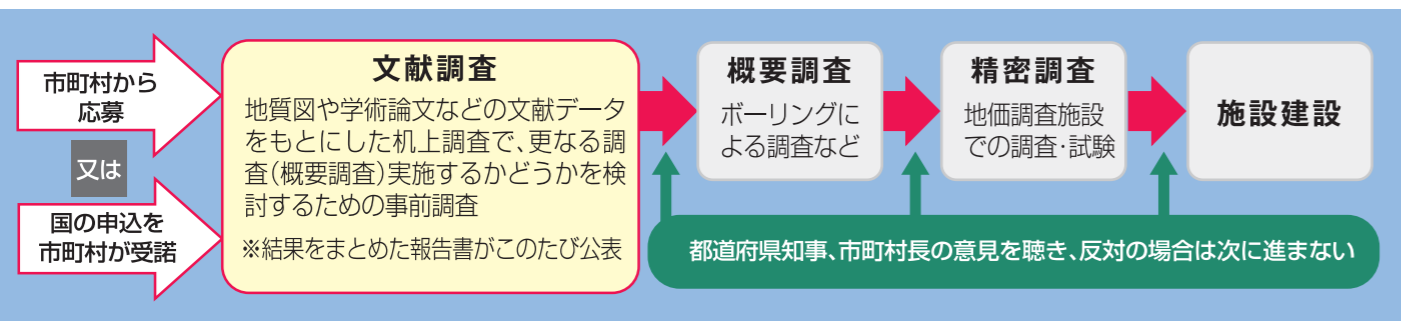
北海道における特定放射性廃棄物に関する条例

発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理後に生ずる特定放射性廃棄物は、長期間にわたり人間環境から隔離する必要がある。現時点では、その処分方法の信頼性向上に積極的に取り組んでいるが、処分方法が十分確立されておらず、その試験研究の一層の推進が求められており、その処分方法の試験研究を進める必要がある。

私たちは、健康で文化的な生活を営むため、現在と将来の世代が共有する限りある環境を、将来に引き継ぐ責務を有しており、こうした状況の下では、特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いことを宣言する。

平成12年10月24日公布

核ごみ最終処分地選定の流れ



地層処分事業の流れ (NUMOのHPから)

処分地の選定は、自治体から応募の後、または国からの申入れを自治体に受け入れがあった後、法律「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づき、地下深部の安定性等について、段階的な技術的調査「文献調査」「概要調査」「精密調査」を20年程度かけて行い、処分施設の建設に適した場所を絞り込んでいきます。

これらの調査にあたっては、調査の内容や進捗状況などについて地域の皆さまへご説明し、ご意見を伺いながら進めます。調査の次の段階に進もうとする場合は、法律に基づき、都道府県知事と市町村長のご意見を聴き、これを十分尊重することとしており、当該都道府県知事又は市町村長のご意見に反して先へ進むことはありません。

概要調査とは

段階的な調査のうち、文献調査に続いて行う調査であり、その調査地域の中から精密調査地区を選定します。

概要調査の目的は、地層処分を行うとする地層やその周辺の地層に対し、空中や地表、水上、水中からの物理探査や、地表での地表踏査やボーリング調査等を行い、法律に記載された次の条件を満たす地域であるかどうか確認することです。